

》点検実施者について

建物の用途や規模により、点検実施者について、次のように定められています。

(消防用設備士又は消防設備点検資格者)

- ①延べ面積1,000平方メートル以上の飲食店・物品販売店舗・ホテルなど不特定多数の人が出入りする建物や病院・老人福祉施設などの特定用途防火対象物
- ②延べ面積1,000平方メートル以上の工場、事務所、倉庫、学校、共同住宅などの非特定用途防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの
- ③特定用途部分が避難階以外の階に存する建物で、階段が2以上設けられていないもの

(防火対象物の関係者)

※上記以外の建物は、防火管理者などの建物関係者が点検を行うこともできますが、確実な設備等の機能維持管理を行うために有資格者（消防用設備士又は消防用設備点検資格者）に行わせることが望まれます。

》点検結果の報告について

点検実施者から提出された点検結果を、建物の関係者（所有者・管理者・占有者）は定期的に消防長又は消防署長へ報告しなければなりません。報告の期間については次のようになります。

特定用途防火対象物

（病院、老人福祉施設、飲食店、物品販売店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建物）

1年に1回

非特定用途防火対象物

（工場、事務所、倉庫、学校、共同住宅等の利用者が固定されている建物）

3年に1回

[一般財団法人 日本消防設備安全センターへのリンク](#)

[消防用設備等の点検・報告パンフレット\(PDF形式2.19MB\)](#)

**大切な生命・財産を火災から守るためにも、
消防用設備等の点検、点検結果報告をお願いします。**

お問い合わせ先

豊見城市消防本部 予防課

電話番号

(098)－850－3105・9108・0529

FAX番号

(098)－850－9563

メールアドレス

【消防本部】予防課 tcf-d-yobou@city.tomigusuku.lg.jp